



鳥取県公報

平成 26 年 7 月 25 日 (金)
第 8 6 1 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	肥料の名称変更 (571) (くらしの安心推進課) 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (572) (経済産業総室) 2
	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (573) (中部総合事務所福祉保健局) 3

告 示

鳥取県告示第571号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第4項の規定に基づき、次のとおり肥料の名称を変更したので、同法第16条第2項の規定により告示する。

平成26年 7 月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	生産業者の名称及び住所	肥料の名称		変更年月日
			変更前	変更後	
鳥取県 第538号	甲殻類質肥 料粉末	有限会社錦海化成 境港市昭和町7-3	国産カニガラ肥料	純正カニガラ	平成26年6月16日
鳥取県 第525号	魚かす粉末	〃	魚かす粉末肥料	純正魚粉	〃

鳥取県告示第572号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年 7 月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）マルイ上井店
倉吉市伊木254-1
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者
有限会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也
鳥取市湖山町東一丁目122-1
伊藤忠エネクス株式会社 代表取締役 岡田 賢二
東京都港区虎ノ門二丁目10-1
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者
有限会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也
鳥取市湖山町東一丁目122-1
株式会社ハルキ 代表取締役 春木 延年
倉吉市住吉町114
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年2月10日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,884平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 75台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 34台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 面積 63.8平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 容量 20.6立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 5か所
 - イ 位置 8の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで
- 7 届出年月日
平成26年7月10日
- 8 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間
平成26年7月25日から4月間
- 10 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所地域振興局
倉吉市葵町722 倉吉市産業環境部商工課
- 11 意見書の提出

倉吉市の区域内に居住する者、倉吉市において事業活動を行う者及び倉吉市の区域をその地区とする商工会議所その他の倉吉市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第573号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月25日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
特定非営利活動法人因幡万笑の会	鳥取市気高町北浜三丁目158	スマイルセンター北栄	東伯郡北栄町弓原458	平成26年7月20日	放課後等デイサービス